

1 議案審議概況

【概観】

閣法は、新規提出71件すべてが成立した。また、衆議院で継続審査となっていた13件のうち母子寡婦福祉法改正案等4件は成立、武力攻撃事態対処法案等3件は引き続き衆議院で継続審査、心神喪失他害行為者医療観察法案は本院で継続審査、個人情報保護法案等5件は審査未了となり、本院で継続審査となっていた4件のうち行政手続電子化関係3法案は成立、人権擁護法案は引き続き本院で継続審査となった。

参法は、新規提出11件のうち裁判所法改正案等3件が本院において継続審査、8件は審査未了となった。また、本院で継続審査となっていた4件のうち下請代金支払遅延防止法改正案は引き続き本院で継続審査、3件は審査未了となった。

衆法は、新規提出9件のうち拉致被害者支援法案等5件が成立、3件が衆議院において継続審査、1件は審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた54件のうち自然再生推進法案及び有明海再生法案が成立、4件が否決、38件は引き続き継続審査、10件は審査未了となり、本院で継続審査となっていた銀行株式保有制限法改正案及び社会保険労務士法改正案はいずれも成立した。

決算は、継続審査となっていた平成11年度決算及び平成12年度決算はいずれも是認され、それぞれ内閣に対し警告することを議決した。また、平成11年度NHK決算及び平成12年度NHK決算はいずれも是認された。なお、衆議院においては平成12年度決算、平成11年度NHK決算及び平成12年度NHK決算がいずれも議決された。

このほか、参議院規則改正案が提出されたが審査未了となった。

【議案の審議状況】

〔法律案の審議〕

－ 閣 法 －

【成立した主な閣法】

特殊法人等改革関連46法案

特殊法人等改革基本法の定めにより策定され閣議決定された特殊法人等整理合理化計画（特殊法人77、認可法人86の計163法人が対象）に基づき、特殊法人32、認可法人17の計49法人について、これを独立行政法人38、その他の形態の法人7の計45法人に整理統合するために必要な法律46件の制定又は改正を行う。

構造改革特区法案（12月11日成立）

各種規制を緩和することができる構造改革特別区域を、地方公共団体の申請に基づいて認める制度を創設するとともに、その基本方針の策定、内閣総理大臣を本部長とする構造改革特別区域推進本部の設置について定める。

法科大学院連携法案、司法試験法等改正案 -法曹養成制度改革関連-（11月29日成立）

司法制度改革の一環として、司法試験制度の変更、法科大学院の創設、司法修習制度の見直し等の法曹養成制度改革について定める。なお、法科大学院は学校教育法改正案（11月22日成立）により創設される専門職大学院の一形態である。

預金保険法等改正案、金融機関組織再編成促進法案、農水産業協同組合貯金保険法等改正案 -金融制度関連- (12月11日成立)

新たに決済用預貯金を金融機関破綻時の全額保護の対象とし、流動性預貯金の全額保護を平成17年3月末日まで継続するとともに、優先株式の引受け、預金保険制度の特例等の措置により金融機関の合併等の組織再編成を促進する。

母子寡婦福祉法改正案 (第154回国会提出 11月22日成立)

母子家庭等の自立を促進するため、職業生活安定のための支援、保育所入所に対する特別の配慮等を定めるとともに、児童扶養手当の受給に制限を設ける。

知的財産基本法案 (11月27日成立)

知的財産について、大学等における研究開発の推進、権利付与及び訴訟手続の迅速化、国内外における権利侵害への措置等を定めるとともに、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部を設置する。

電気事業法・原子炉規制法改正案、原子力安全基盤機構法案 -原子力安全対策関連- (12月11日成立)

これまでの自主的点検を定期自主検査として結果の記録及び保存を義務付け、原子力施設の保守点検を行った事業者に対する報告徴収・資料提出の要求を可能とするとともに、原子力に関する国の事務の一部及び公益法人への委託事務を独立行政法人を設置して行う。【衆議院修正】電気事業法・原子炉規制法改正案について、自主検査を事業者検査と変更し、一定の事項について経済産業大臣への報告を義務付ける規定を追加した。

【衆議院で継続審査となった主な閣法】

武力攻撃事態対処法案

武力攻撃事態の際の国等の責務を明確にするるとともに、事態に至った際の対処の手続、内閣総理大臣の権限等について定める。

【参議院で継続審査となった閣法】

人権擁護法案

法務大臣所管の独立行政委員会である人権委員会を設置し、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設する。

心神喪失他害行為者医療観察法案

重大な他害行為を行った責任無能力者に対する強制入院等について、裁判所が審判手続で決定する制度を創設する。

－ 衆 法 －

【成立した主な衆法】

拉致被害者支援法案 (12月4日成立)

北朝鮮当局によって拉致された被害者及びその家族に対する支援に関する国等の責務を定め、被害者の自立促進、生活基盤の再建・構築に資するため、拉致被害者等給付金の支給、国民年金の被保険者期間の特例等の措置を講ずる。

自然再生推進法案 (12月4日成立)

自然再生に関する基本理念を明らかにするとともに、国等の責務、自然再生基本方針の策定、自然再生事業の実施等について定める。